

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による再就職手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、平成○年○月○日、Aセンターに雇用されて雇用保険被保険者資格を取得し、平成○年○月○日、同事業所を離職した。

（2）請求人は、同年○月○日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に来所し、求職申込みを行うとともに、雇用保険被保険者離職票を提出した。

安定所長は、審査の上、受給資格を決定した。

（3）請求人は、同月○日、安定所に来所し、翌日からB会社に就職予定である旨を申告した。

安定所長は、請求人に対して、同月○日から○日までの基本手当を支給するとともに、再就職手当支給申請書（以下「申請書」という。）及び雇用状況等証明書を請求人に交付し、申請書の提出期限が同年○月○日までであること及び郵送もしくは代理人による提出が可能であることを説明した。

（4）請求人は、同月○日、申請書を安定所に提出したが、安定所長は、申請書の提出期限が徒過しており、提出しなかったことについて正当な理由がないとしてこれを受け付けなかった。

（5）安定所長は、同年○月○日に請求人から郵送された申請書等を受理した。安定所長は、請求人の再就職手当の支給申請に対し、同日付けで不支給決定を行い、翌日、請求人に就業促進手当不支給決定通知書を郵送した。

(6) 請求人は、この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）

に対し審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした再就職手当を支給しない旨の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第82条の7第1項は、「受給資格者は、法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）の支給を受けようとするときは、再就職手当支給申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類及び受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない」と規定し、同条第3項は、「第1項の規定による再就職手当支給申請書の提出は、法第56条の3第1項第1号ロの安定した職業に就いた日の翌日から起算して1箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない」と規定している。

本件においては、請求人が申請書を安定所に提出する期限は平成○年○月○日であるところ、実際に提出したのは同月○日であり、申請書の提出期限を徒過していることは明らかであり、また、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由も認められない。

なお、請求人は、生活が困難な状況であるにもかかわらず、提出期限を徒過していることで再就職手当を支給しないのは法が間違っている旨主張するが、この

主張が、則第 8 2 条の 7 第 3 項の規定自体に不服があり、その改廃を求めるものであるとすれば、それは当審査会における審査の対象外のものであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした再就職手当を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。